

保護者各位

豊橋市長 浅井 由崇

### 学校給食費負担軽減対応補助金について

子育て世代を応援するため、豊橋市立小中学校及び豊橋市立くすのき特別支援学校（小学部・中学部）において実施している学校給食費の半額軽減に併せて、学校給食を喫食されていない方（例：食物アレルギー）に対して「学校給食費負担軽減対応補助金（学校給食非喫食）」を支給します。

### 記

#### 1 制度概略

- ・給食の注文を停止している ⇒ 保護者は申請書を学校へ提出
- ・各月について全て欠席ではない ⇒ 保護者は実績報告書兼請求書を学校へ提出 ⇒ 月毎の実績に応じて支給

#### 2 詳細

##### (1) 対象者

各月1日時点で、次のいずれにも該当する方（各月2日以降に該当することになった場合は、翌月分から対象となります。）

- ①児童生徒、保護者ともに豊橋市に住所がある方。ただし、区域外通学により市外から通っている児童生徒を含みます。
- ②豊橋市立小中学校又はくすのき特別支援学校(小学部・中学部)に在籍している児童生徒の保護者。ただし、各月について1日も出席（校長が認める「出席扱い」を含む。）できなかった場合は、対象外。
- ③給食を申し込んでいない、又は、「学校給食（停止・再開）届」を学校へ提出して給食の注文を停止している児童生徒の保護者。ただし、各月の初日から末日までの全ての注文を停止している場合に限ります。
- ④生活保護の認定を受けていない方

##### (2) 支給額

区分	支給額
小学校	月額2,500円 × 11か月 (最大27,500円)
中学校	月額2,900円 × 11か月 (最大31,900円)

※4月～翌年3月（ただし、8月は除く）のうち、対象となった月数に、上記月額をそれぞれ乗じた額を支給します。

※中学3年生は、2月までの10か月が対象です。

※補助金は、年4回に分けて支給します。

(裏面に続く)

## (3) 申請期間・申請方法

下記の認定時点で、「(1) 対象者」の条件を満たすことになった方は、それぞれの申請期間までに補助金交付申請書(様式第1号)を提出してください。

提出書類	認定時点	申請期間	提出先
補助金交付申請書 (様式第1号)	4月1日	令和6年4月26日まで	通学する学校
	各月2日 ～ 翌月1日	翌月10日まで  ただし、最終提出期限は 令和7年3月10日まで	

※申請にあたって、通学する学校長の証明(所定の様式内)が必要です。

※市へ申請書が届いた後、1か月を目途に決定通知書をお送りする予定です。

## (4) 請求・支給

下記の対象期間ごとに、それぞれの請求期間までに補助金実績報告書兼請求書(様式第2号)を提出してください。

提出書類	対象期間	請求期間	提出先
補助金実績報告書 兼請求書 (様式第2号)	4月～6月分	令和6年7月10日まで	通学する学校
	7月・9月分	令和6年10月10日まで	
	10月～12月分	令和7年1月10日まで	
	1月～3月分	令和7年3月18日まで  ただし、3月18日までに 出席せずに請求できな かった場合は、出席後に直 ちに	

※請求にあたって、通学する学校長の証明(所定の様式内)が必要です。

※実績報告書兼請求書(様式第2号)が市に届いてから30日以内に支給されます。

## (5) その他

支給のためには、申請書だけではなく、実績報告書兼請求書の提出が必要です。